

JAPAN MELGES WEEK 2013

共同主催 日本 MELGES クラス協会
一般社団法人関西ヨットクラブ
開催場所 兵庫県新西宮ヨットハーバー

レース公示 (Notice of Race)

1. 適用規則

- 1-1 本レガッタには『セーリング競技規則[RRS]2013-2016』に定義された規則を適用する。
1-2 Audi Melges20 クラスには The International Audi Melges20 Class Rules を適用する。
Melges24 クラスには International Melges24 Class Rules 2013 を適用する。
Melges32 クラスには The International Melges32 Class Rules を適用する。
<http://www.melges20.com/> <http://www.melges24.com/> <http://www.melges32.com/>

2. 参加資格

- 2-1 本レガッタは、各クラス規則に適合した Audi Melges20、Melges24、Melges32 の各艇が参加できる。オーナー及びヘルムスマンは 2013 年度 JSAF 会員及び、2013 年の日本 MELGES 協会の会員であること。また乗員は全員が 2013 年度 JSAF 会員であること。
2-2 有効な船検証、小型船舶操縦士免許を取得していること。
2-3 ヨット保険の賠償責任、搭乗者傷害保険に加入していること。

3. 申込方法

- 3-1 10月12日(土)までに郵送かメールにて次の書類を送付すること。
①参加申込書&誓約書
②乗員登録書
③2013年度 JSAF 会員証のコピー (ヘルムスマンおよびオーナー、乗員全員)
④船舶検査証書のコピー
⑤船舶検査の時期及びその執行の記録と船舶情報のわかるページのコピー
⑥ヨット保険証券のコピー

参加申込先

〒662-0934 西宮市西宮浜 4-16-1 一般社団法人関西ヨットクラブ
TEL:0798-26-0691 FAX:0798-33-2768 EMAIL: office@kyc.or.jp

- 3-2 10月12日(土)までに参加料を納入すること。
・Audi Melges20 クラス:¥62,000 ・Melges24 クラス:¥64,000 ・Melges32 クラス:¥68,000
乗員登録料(各クラス共通): ¥3,000/1名

参加料振込先

三井住友銀行 西宮支店 普通預金 1278002 一般社団法人関西ヨットクラブ
※振込手数料は各自でご負担ください

- 3-3 参加料には1往復の上下架料と、10月26日(土)から11月11日(月)までの保管料、係留料が含まれる。これら以外の重機使用等については別途実費清算とする(艇、船台の搬入出時に必要な場合など)。

4. レース日程

4-1	11月1日(金)	10:00-17:00	受付、船体計測、体重計測(Melges24、Melges32)
	2日(土)	08:00-09:00	受付、船体計測、体重計測(Melges24、Melges32)
		09:00-	艇長会議(新西宮 YH 1階会議室)
		10:55	予告信号(Melges32)
		11:00	予告信号(Melges24)
		11:05	予告信号(Audi Melges20)
			※レース後に After Race Drink & Snack(KYC1階 Wet Bar)と Melges 講座(新西宮 YH 1階会議室)を開催
	3日(日)	10:25	予告信号(Melges32)
		10:30	予告信号(Melges24)
		10:35	予告信号(Audi Melges20)
			※レース後に After Race Drink & Snack(KYC1階 Wet Bar)を開催
	4日(月祝)	10:25	予告信号(Melges32)
		10:30	予告信号(Melges24)
		10:35	予告信号(Audi Melges20)
			※レース後に 表彰式(KYC1階 Wet Bar)を開催

4-2 本大会は8レースを予定している。

4-3 最終日は13:00を越えての予告信号は発せられない。

5. 大会受付・計測

5-1 すべての艇は11月2日(土)09:00までに決められた大会計測を終了しなければならない。

5-2 艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従って、いつでも検査されることがある。

6. 帆走指示書

帆走指示書は10月25日(金)までに Website <http://www.kyc.or.jp/> に掲載される。

7. 開催地

新西宮ヨットハーバー及び西宮沖海域

8. コース

8-1 コースは風上/風下とする。

9. ペナルティー方式

9-1 レース委員会はリコールした艇の番号を VHF で放送することがある。放送やその順番、聴き取りのあやまりは救済要求の根拠にならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

9-2 ゾーン内でのインシデント以外は、「2回転ペナルティー」から「1回転ペナルティー」に置き換える。これは規則 44.1 を変更している。

10. 得点

10-1 3レースの完了をもってシリーズの成立とする。

10-2 完了したレースが6レース未満の場合、艇の得点は全レースの合計得点とする。6レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は除外できる最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。これは付則 A2 を変更している。

11. 上架の制限と泊地

すべての艇は11月1日(金)17:00から、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、大会期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留しなければならない。

- ①レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
- ②緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、抗議の対象となる場合がある。

12. 無線通信

12-1 艇はレース中無線通信を行ってはならない。またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

12-2 レース委員会は、スタートエリアの場所、スタートのカウントダウン、OCSした艇の艇名及びセール番号、ゼネラルリコールおよび延期等をVHFで放送することがある。放送の順番や、聞き取りのあやまりは救済要求の根拠にならない。これは規則62.1(a)を変更している。

13. 賞

13-1 各クラス総合1位~3位(トロフィーの授与)

15. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡に対していかなる責任も負わない。